

◎新潟県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年1月14日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理 事 新発田市乗廻400番地 長谷川 義明

” ” 上羽津819番地 小野 秀男

監 事 ” 下中ノ目343番地 小林 隆雄

就任年月日 令和3年12月13日